

指定給水装置工事事業者の申請事務に係わるご案内

春日部市指定給水装置工事事業者の 申請事務に係るご案内

新規指定の申請と各種届出について

春日部市上下水道部

施設管理課上水道施設担当

はじめに

私たちが水道事業に対しての基本的な理念となるのは水道法です。

水道法は、「清浄」「豊富」「低廉」という水道事業の基本理念を定め、水道事業体のあるべき姿と、水道事業に係る国、行政（水道事業体）、指定給水装置工事事業者、製造者、第三者機関、そして、需要者のそれぞれの係わりの指標として存在しているものです。

平成8年の水道法の改正は、それまでの水道法とは違い、安全でおいしい水の供給、災害に強い水道の構築といったことが事業基盤と考え、技術の進歩、多様化する給水用具の進歩の流れの中、規制緩和による水道事業形態の大きな変化を踏まえた改正でした。

この改正により、指定給水装置工事事業者制度が法的に規定され、給水装置工事主任技術者が国家資格として位置付けされ、給水装置における構造材質基準を国が明確にしたことで、各水道事業体においても供給規程の改正を行い、指定給水装置工事事業者制度、給水装置工事主任技術者、構造材質基準をそれぞれ規定しました。

水道法第14条で、水道事業体において供給規程を定めることにより、その供給規程の中で構造材質基準に準じた給水装置工事の施行を規定し（水道法第16条）、さらに、その構造材質基準に準じた施工方法を供給条件とし、適切にその給水装置工事を施行できる者を指定給水装置工事事業者として指定をし、その指定給水装置工事事業者が施行した給水装置工事を供給条件として規定できることを明文化しました。（水道法第16条の2）

また、この指定要件についても言及し、指定を受けようとする者の申請により行うこととし、申請手続きの統一を行うため、申請書の様式とその他申請に要する事項を規則に定めました。（水道法第25条の2）

さらに、指定の基準についても、給水装置工事の施行に必要かつ十分な技術力を保持していることを主たる要件として、事業所ごとに給水装置工事主任技術者を選任すること、一定の機械器具を有していること、一定の欠格要件に該当していないこと等を全国一律の要件としました。（水道法第25条の3、25条の4、及び同法施行規則第18条、第19条、第20条、第21条）

のことから、指定給水装置工事事業者の新規申請を行う皆様にあっては、所定の様式により必要事項、提出書類を添えて給水装置工事を行う地域の当該水道事業者に申請いただきたいと思います。

結びにあたり、申請にあっては自らの位置付けを理解し、責務を遵守していただきますよう加えてお願い申し上げます。

また、当該指定給水装置工事事業者になられた際には、各変更等の届出の義務（水道法第25条の7）、事業基準の厳守（水道法第25条の8）に努められますようお願い申し上げます。

●申請・届出を受付ける場所とお問い合わせ先

(担当) 春日部市上下水道部 経営総務課 給排水窓口
(住所) 埼玉県春日部市中央七丁目2番地1
TEL 048-736-1111(内線7529・7532)
営業時間 8:30~17:15(土日、休日、年末年始を除く)

申請、届出の受付は随時行っています。

なお、FAX、郵送、Eメールでの受け付けはしていませんので、必ず窓口までお越しください。

(注) 本文での文言の定義は以下のとおりとします。

- 1 「法」とは水道法をいう。
- 2 「施行規則」とは水道法施行規則をいう。
- 3 「事業者規程」とは春日部市指定給水装置工事事業者規程をいう。
- 4 「指定工事事業者」とは春日部市指定給水装置工事事業者をいう。
- 5 「主任技術者」とは春日部市給水装置工事主任技術者をいう。

1 新規に指定を申請するみなさまへ

1. 1 指定給水装置工事事業者とは? (法第16条の2)

指定給水装置工事事業者とは、水道事業者から給水区域内で供給規定にあった給水装置工事を適正に施行することができると認められ、その指定を受けた者をいいます。

また、「給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した工事に係るものであることを供給条件とすることができる」と定めています。

このことから、水道事業者の給水区域内において、給水装置工事を施行しようとする場合は、この指定を受けてないと工事を行うことができません。

指定にあっては、その基準(法第25条の3)に適合している場合は必ず指定を受けることができます。

1. 2 新規の申請について

(1) 指定の申請(受付期間)

受付期間 ⇒ 指定の新規申請については随時受付けています。

受付場所 ⇒ 春日部市上下水道部 経営総務課 給排水窓口

受付時間 ⇒ 8:30~17:15(土日、休日、年末年始を除く。)

(2) 指定を受けるための手続き(法第25条の2、施行規則第18条から22条)

●申請書類

- ① 給水装置工事事業者指定申請書(施行規則様式第1)
- ② 機械器具調書(施行規則別表)
- ③ 誓約書(施行規則様式第2)

④ 給水装置工事主任技術者選任届（施行規則様式第3）

●提出する書類（添付書類） 各1部

- ① (法人) 定款の写し（原本写しであることの証明付・最新のもの）
- ② (法人) 登記事項証明書（原本・発行日から3か月以内のもの）
- ③ (個人) 住民票の写し（原本・発行日から3か月以内のもの）
- ④ 給水装置工事主任技術者免状の写し/財団法人給水工事振興財団発行の写し（携帯用も可、免状番号の確認用）
- ⑤ 会社発行の雇用証明書の写し（雇用関係を証明できるものであれば可）
- ⑥ 機械器具の写真（書式は問いませんが、写真台帳の形式（3段）でお願いします）
- ⑦ 案内図・位置図

申請書類に必要事項を記入のうえ、提出書類を添えて申請をしてください。

申請書類は春日都市ホームページに掲載、経営総務課給排水窓口にて配布しています。

（3）指定の基準（法第25条の3、事業者規程第5条）

- ① 事業所ごとに主任技術者として選任されることとなる者を置くこと。
- ② 国土交通省令で定める（施行規則第20条）機械器具を有する者であること。

施行規則第20条、事業者規程第5条第2項で規定する機械器具

- ① 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
- ② やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
- ③ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
- ④ 水圧テストポンプ

- ③ 次のいずれにも該当しない者であること。

イ 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの。

ロ 破産手続き開始の決定を受けて復権しない者。

ハ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。

二 法第15条の11、（事業者規程第8条）の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者。

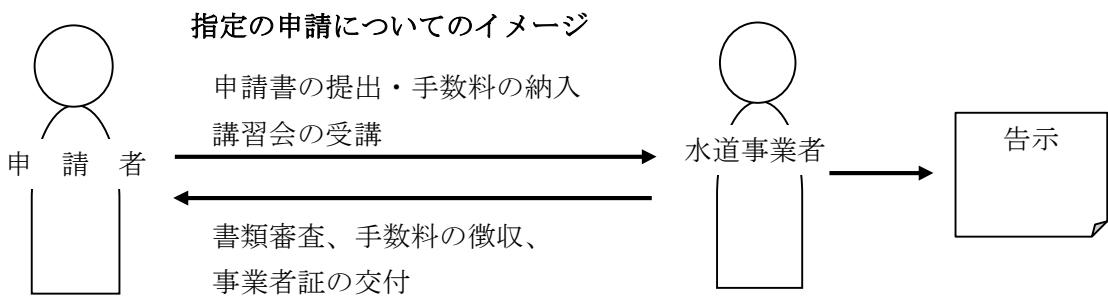
ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者。

ヘ 法人であって、その役員のうちにイからホまでのいずれかに該当する者があるもの。

以上の要件に適合していると認められるときは指定を受けることができます。

(5) 指定までのながれ

- 申請書の提出 ⇒ 水道法、事業者規程に基づき水道事業者へ申請します。
- 審査 ⇒ 指定の基準を満たしているか、書類に不備はないかを審査します。
- 講習会 ⇒ 書類審査後、春日部市の給水装置工事全般について説明します。
- 手数料の納付 ⇒ 指定給水装置工事事業者手数料を納付します。
1件につき 20,000円（事業者証交付時）
- 指定 ⇒ 手数料を納付し、指定要件を満たしていれば、指定されます。
- 事業者証の交付 ⇒ 事業者証を受けとります。
- 公告 ⇒ 指定工事事業者として指定されたことを公告します。（法第25条の3）
- 主任技術者の選任 ⇒ 指定を受けた日から2週間以内に選任の届出をします。



(6) 申請書の記入に係る諸注意

《申請書》

- ① 日付は申請書を提出する日を記入してください。
- ② 「申請者」の記入についての注意事項

【法人の場合】

- ア 「氏名又は名称」欄には、登記事項証明書に記載されている本店の名称を記入します。
- イ 「住所」の欄には、登記事項証明書に記載されている本店の住所を記入します。
- ウ 「代表者氏名」の欄には、登記事項証明書に記載されている法人の代表者の氏名を記入します。
- エ 「印」には、代表者印を押印します。

【個人の場合】

- ア 「氏名又は名称」の欄には、屋号となるものを記入し、名称がない場合は個人の氏名を記入します。
- イ 「住所」の欄には、住民票の住所を記入します。
- ウ 「代表者氏名」の欄には、個人の氏名を記入します。
- エ 「印」には、個人印を押印します。

- ③ 「役員」の記入についての注意事項

【法人のみ】

- イ 「役員」の欄には、有限会社、株式会社の場合、登記事項証明書に記載されている役員（会社法第329条）代表取締役、取締役、会計参与及び監査役、全員の役職、氏名

及びフリガナを記入します。

□ 合名・合資会社では、業務執行社員の氏名及びフリガナを記入します。

④ 「事業の範囲」の記入についての注意事項

給水装置工事の事業を行うものであることを確認するために、定款もしくは登記事項証明書に記載されている「目的」をすべて記入してください。

⑤ 「事業所」の記入についての注意事項

イ 当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の所在地は給水区域内にある必要はありません。

□ 「当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称」、「上記事業所の所在地」につきましては、「事業所の名称」、「郵便番号」、「住所」、「電話番号」、「ファックス番号」を必ず記入してください。

⑥ 「事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者」の記入についての注意事項

事業所ごとに選任を予定している主任技術者の氏名及びフリガナ、主任技術者免状の交付番号を記入します。

複数の事業所を有する場合は、事業所ごとに選任を予定している主任技術者について記入してください。

選任を予定している主任技術者が複数の事業所を兼務する場合、指定を受ける水道事業者と十分協議してください。

また、他の指定事業者と兼務になる場合も、同様に指定を受ける水道事業者と十分な協議を行い、指示を受けてください。

《機械器具調書》

① 「年月日現在」は、申請日を記入します。

② 給水装置工事を「切断」、「加工」、「接合」、「漏水の確認」といった4種に大別し、それぞれに使用する機械器具を記入します。

施行規則第20条に規定されている切断用「金切りのこ」、加工用「やすり」「パイプねじ切り器」、接合用「トーチランプ」「パイプレンチ」、漏水の確認用「水圧テストポンプ」は、それぞれ4種に分類し、各1台以上記入します。

また、型式、性能は記入できる範囲で記入し、必ず4種の範囲で記入します。それ以外のものを記入することは避けてください。

《誓約書》

① 誓約する日付も申請日を記入します。

② 「申請者」は、申請書に記した申請者を記入し押印についても同様とします。

「誓約書」は、法人にあっては役員全員が第25条の3に該当しないことを誓約するものであるため、代表者が全員の誓約をします。

2 主任技術者の選任又は解任、指定事項の変更の届出

2. 1 主任技術者の選任又は解任の届出について（法第25条の4、施行規則第21条・第22条）

指定工事事業者は、事業所ごとに、技術上の統括者となる主任技術者を選任しなければなりません。この選任は、指定工事事業者の指定を受けた日から2週間以内、また、選任した主任技術者が欠けるに至ったときも同様に選任を行わなければなりません。

この選任について、指定工事事業者は、「給水装置工事主任技術者を選任、解任したときは、遅滞なく、その旨を水道事業者に届け出なければならない」と定めています。（法25条の4）

※主任技術者が欠けるに至った場合は、「指定の取消し」要件となりますので、ご注意ください。

（1）主任技術者の選任又は解任の手続き（施行規則第22条、事業者規程第12条）

【届出に必要なもの】

●届出書

給水装置工事主任技術者選任解任届出書（施行規則様式第3）

●提出する書類（添付書類）

選任時のみ、主任技術者免状の写し（交付番号等確認のため）

会社発行の雇用証明（社会保険の写しも可、雇用関係の確認のため）

（2）届出を要する事項および届出の期限

- ① 新たに指定を受けたとき ⇒ 指定工事事業者の指定を受けた日から2週間以内
- ② 選任した主任技術者が欠けるに至ったとき ⇒ 当該理由が発生した日から2週間以内
- ③ 選任した主任技術者を解任したとき ⇒ 遅滞なく届け出てください。
- ④ 主任技術者を追加して選任したとき ⇒ 遅滞なく届け出てください。

（3）その他留意事項

① 指定工事事業者が主任技術者を選任する場合は、事業活動の本拠たる事業所ごとに、給水装置工事の技術上の統括者となる主任技術者を選任しなければなりません。

② 主任技術者がその職務を行うにあたり、特に支障がないときは、同時に複数の事業所について一人の主任技術者が兼任することもできます。

その際、指定を受ける水道事業者と十分協議のうえ、選任してください。

また、当該指定事業者が同一の主任技術者を選任することで他の指定事業者と兼務になる場合も、同様に指定を受ける水道事業者と十分な協議を行い、指示を受けてください。

2. 2 指定事項の変更の届出について（法第25条の7、施行規則第34条）

指定工事事業者は、「事業所の名称及び所在地その他国土交通省令で定める事項に変更があつたとき、又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を水道事業者に届出なければならない」と定めています。

(1) 指定事項の変更の届出

【届出に必要なもの】

●届出書

給水装置工事事業者指定事項変更届出書（施行規則様式第10）

●提出する書類（添付書類）

- ① 氏名又は名称の変更の場合には、個人にあっては住民票の写し、法人にあっては定款及び登記事項証明書
- ② 法人にあっては、代表者の氏名および役員の氏名の変更の場合には、登記事項証明書、および誓約書（施行規則様式第2）。

(2) 届出を要する事項および届出期限

	届出項目	個人	法人	届出期限
ア	氏名又は名称(屋号・有限・株式・合資の組織変更の場合を含む)	●	●	当該変更の あつた日から <u>30日以内</u>
イ	住所(登記事項証明書に記載されている本店の所在地)	●	●	
ウ	事業所の名称又は住所(当該給水区域で給水装置工事を行う事業所)	●	●	
エ	代表者氏名(登記事項証明書に記載されている法人の代表者の氏名)		●	
オ	役員の氏名		●	
カ	給水装置工事主任技術者の氏名・主任技術者免状の交付番号	●	●	

(3) 届出の記入に係る諸注意

- ① 日付は届出を提出する日を記入してください。
- ② 「変更に係る事項」は、表のア～カとなります。
- ③ 「変更前」は、変更前の内容を記入してください。
- ④ 「変更後」は、変更後の内容を記入してください。
- ⑤ 「変更年月日」は、変更事項の生じた日「登記日」を記入してください。
- ⑥ 届け出ている役員が退任のみである場合、誓約書の提出は必要ありません。

3 指定給水装置工事事業者の廃止、休止、再開の届出

廃止・休止・再開における届出について（法第25条の7、施行規則第35条）

指定工事事業者は、「給水装置工事の事業を廃止又は休止したとき、事業を再開したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を水道事業者に届け出なければならない。」と定めています。

（1）廃止、休止、再開の届出手続き（施行規則第35条）

【届出に必要なもの】

指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書（施行規則様式第11）

*廃止及び休止を届け出る場合は、指定工事事業者証は指定を受けている水道事業者へ返納します。

（2）廃止、休止、再開の届出事項および届出期限

① 廃止の届出（事業を廃止したとき）⇒ 事業を廃止した日から30日以内に届出します。
(指定工事事業者証を返納してください。)

② 休止の届出（事業を休止したとき）⇒ 事業を休止した日から30日以内に届出します。
(指定工事事業者証を返納してください。)

③ 再開の届出（事業を再開したとき）⇒ 事業を再開した日から10日以内に届出します。
(預けた指定工事事業者証を返してもらってください。)

（3）届出に際しての諸注意

- ① 廃止の届出をした場合、再び給水区域内での給水装置工事の事業を行う場合には、新規の申請をする必要があります。
- ② 法人、個人を問わず指定の継承（個人の代表者の変更、個人から法人への移行、法人相互の営業譲渡など）はできませんので、「廃止の届出」を提出し、新規に指定を受けなさい。

～申請書と各届出の記入例～

指定給水装置工事事業者指定申請書

春日部市水道事業管理者 殿

※法人の場合は、代表者印を押印してください。

※個人営業の場合は、個人印を押印してください。

年 月 日

申 請 者 氏名又は名称 春日部水道株式会社

住 所 春日部市中央七丁目2番地1

代表者氏名 代表取締役 水道 太郎

(個人の場合は「水道太郎」のみ)

印

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)の氏名			
フ 氏	リ 名	ガ	ナ
(法人の場合)			
代表取締役	スイドウ 水道	タロウ 太郎	※登記事項証明書に記載されている代表取締役、取締役、監査役等の全員の役職と氏名を記入してください。
取締役	スイドウ 水道	ハナコ 花子	※合名・合資会社では、業務執行社員の氏名となります。
監査役	スイドウ 水道	イチロウ 一郎	
事 業 の 範 囲	※給水装置工事の事業を行うものであることを確認するため下記のとおり記入してください。 ※法人にあっては、定款もしくは登記事項証明書の「目的」に記載されている事業内容をすべて記入すること。		
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり		

<p><u>※主たる業務を行う事業所の名称（支店・営業所）を記入してください。支店・営業所がない場合は、本店となります。</u></p>	<p>→ 春日部水道株式会社 〒344-8577 春日部市中央七丁目2番地1 TEL 048-〇〇〇-×××× FAX 048-〇〇〇-××××</p>
<p>上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の方の氏名</p>	<p>給水装置工事主任技術者免状の交付番号</p>
<p><u>※郵便番号・電話番号・FAX番号は、可能な限り記入をお願いします。</u></p>	<p>第〇〇〇〇〇号 ※算用数字で記入のこと</p>
<p>スイドウ タロウ 水道 太郎 ※免状のとおり記入のこと</p>	

<p>当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称</p>	
<p>上記事業所の所在地</p>	
<p>上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の方の氏名</p>	<p>給水装置工事主任技術者免状の交付番号</p>

機械器具調書

* ゴシック体の部分を記入してください。

* 型式、性能は記入できる範囲で記入してください。

年月日現在

種別	名称	型式、性能	数量	備考
管の切断用の機械器具	<u>金切りのこ</u>		1台	
	パイプカッター		1丁	
	その他の管の切断用の機械器具		1式	
管の加工用の機械器具	<u>やすり</u>		1丁	
	<u>パイプねじ切り器</u>		1台	
	その他の管の加工用の機械器具		1式	
接合用の機械器具	<u>トーチランプ</u>		1台	
	<u>パイプレンチ</u>		1丁	
	その他の接合用の機械器具		1式	
<u>水圧テストポンプ</u>			1台	

工事の種類（4種類）によってそれぞれ記入します。

下線は施行規則に規定されているものです。

(注) 種別の欄には、「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

記入例

年 月 日

※法人の場合は、代表者印を押印してください。

※個人営業の場合は、個人印を押印してください。

申請者

氏名又は名称 春日部水道株式会社

住 所 春日部市中央七丁目2番地1

代表者 氏名 代表取締役 水道 太郎

印

春日部市水道事業管理者 殿

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

春日部市水道事業管理者 殿

年 月 日

※不要な文字を二重線で消してください。

春日部水道株式会社
春日部市中央七丁目2番地1
代表取締役 水道 太郎

印

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
選任
解任の届出をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	さいたま水道株式会社	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
水道 太郎 ※免状のとおり記入のこと	第〇〇〇〇〇号 ※算用数字で記入のこと	〇〇年〇〇月〇〇日 ※算用数字で記入のこと

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

春日部市水道事業管理者 殿

年 月 日

庄和水道株式会社

届出者 春日部市大衾455番地1
代表取締役 水道 花子

印

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	ショウワスイドウ カブシキガイシャ 庄和水道株式会社		
住 所	春日部市大衾455番地1		
フリガナ 代表者の氏名	スイドウ ハナコ 代表取締役 水道 花子		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
事業所の名所	春日部水道株式会社	庄和水道株式会社	※算用数字で記入こと 〇〇年〇月〇〇日
事業所の住所	春日部市中央七丁目2番地1	春日部市大衾455番地1	〇〇年〇月〇〇日
代表者氏名	代表取締役 水道 太郎	代表取締役 水道 花子	〇〇年〇月〇〇日
役員の氏名	監査役 水道 一郎	監査役 水道 次郎	〇〇年〇月〇〇日
<u>※必要な箇所のみ記入してください。</u>			

廃止
指定給水装置工事事業者 休止 届出書
再開

春日部市水道事業管理者 殿

※不要な文字を二重線で消してください。

年 月 日

届出者 春日部水道株式会社
春日部市中央七丁目2番地1
代表取締役 水道 太郎 印

※廃止、休止にあつては指定給水装置工事事業者証を返納してください。再開する場合は返納した事業者証の返還を受けてください。

廃止

水道法第25条の7の規定に基づき、給水装置工事の事業の休止の届出をします。

再開

フリガナ 氏名又は名称	かみかべすいとうかふしきがいや 春日部水道株式会社
住所	春日部市中央七丁目2番地1
フリガナ 代表者の氏名	スドウ タロ 代表取締役 水道 太郎
(廃止・休止・再開) の年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
(廃止・休止・再開) の理由	廃止、休止、再開の理由を記入します。

春日部市上下水道部

施設管理課 上水道施設担当

春日部市中央七丁目 2 番地 1

Tel 048-736-1111 (内線 7546)

Fax 048-736-1549